

事業主の皆さまへ

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

平成29年10月27日現在、仙台労働基準監督署管内における労働災害による死亡者数は7名であり、特に、7月以降は交通労働災害で2人が亡くなられたほか、サイロ内での埋没による窒息、プレス機械で挟まれるなど、痛ましい死亡災害が続いて発生しています。

さらに、一步誤れば大事故になりかねない労働災害や事故も続き、極めて憂慮すべき事態となっています。

最近発生した死亡を含む重篤な災害等の要因をみると、作業の効率を優先し安全を軽視していたもの、基本的な安全管理の取組が徹底されていないもの、リスクアセスメントが不十分なものが多く見られ、企業の景況感が改善して人手不足が顕在化している中で、安全衛生管理体制の整備や期待される安全衛生管理活動がおろそかになっているところもあるものと推察され、今後相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

については、事業主の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

また、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況の確認等、職場内の安全衛生活動の総点検を実施し、併せて、職場内の危険要因の点検と措置を行うこと
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること
- 4 適正な労働時間の管理、走行時間の管理、走行計画の作成、点呼の実施、車両の点検など「交通労働災害防止のためのガイドライン」による交通労働災害防止対策を実施すること

平成29年10月27日

仙台労働基準監督署長 岩淵 範好